

(案)

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。

- (1) 図書館及び公民館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してなされている申請その他の行為で、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(東浦町文化財保護条例の一部改正)

- 4 東浦町文化財保護条例（昭和 53 年東浦町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(財産権等の尊重及び他の公益との調整) 第 3 条 <u>町長</u> は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 (指定) 第 4 条 <u>町長</u> は、有形文化財のうち町にとって重要な <u>ものを</u> 東浦町指定有形文	(財産権等の尊重及び他の公益との調整) 第 3 条 <u>東浦町教育委員会（以下「委員会」という。）</u> は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 (指定) 第 4 条 <u>委員会</u> は、有形文化財のうち町にとって重要な <u>ものを町長と協議のう</u>

化財（以下「町指定有形文化財」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をしようとするときは、<u>町長</u>はあらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りではない。 3 及び 4 略 5 第1項の規定による指定をしたときは、<u>町長</u>は当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 （解除） 第5条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>町長は</u>、その指定を解除することができる。 2 及び 3 略 4 前項の場合には、<u>町長</u>は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。 5 第2項で準用する前条第3項の規定による町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速やかに町指定有形文化財の指定書を<u>町長</u>に返付しなければならない。 （所有者の管理義務及び管理責任者） 第6条 町指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>規則</u>及び<u>町長</u>の指示に従い、町指定有形文化財を管理しなければならない。	<u>え、東浦町</u>指定有形文化財（以下「町指定有形文化財」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をしようとするときは、<u>委員会</u>はあらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りではない。 3 及び 4 略 5 第1項の規定による指定をしたときは、<u>委員会</u>は当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 （解除） 第5条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>委員会は町長と協議のうえ</u>、その指定を解除することができる。 2 及び 3 略 4 前項の場合には、<u>委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。 5 第2項で準用する前条第3項の規定による町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速やかに町指定有形文化財の指定書を<u>委員会</u>に返付しなければならない。 （所有者の管理義務及び管理責任者） 第6条 町指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>委員会規則</u>及び<u>委員会</u>の指示に従い、町指定有形文化財を管理しなければならない。
---	---

2 略 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。 4 略 (所有者又は管理責任者の変更) 第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 2 町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (滅失、き損等) 第8条 町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (所在の変更) 第9条 町指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (管理又は修理に関する勧告) 第11条 町指定有形文化財の管理が適当でないため、当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>町長</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理	2 略 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。 4 略 (所有者又は管理責任者の変更) 第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 2 町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (滅失、き損等) 第8条 町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (所在の変更) 第9条 町指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (管理又は修理に関する勧告) 第11条 町指定有形文化財の管理が適当でないため、当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>委員会</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他
--	--

に関し必要な措置を勧告することができる。 2 町指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>町長</u>は所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 3 略 (現状変更等の制限) 第 12 条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 <u>町長</u>は、前項の規定による許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 (修理の届出等) 第 13 条 町指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。ただし、第 10 条ただし書の規定による補助金の交付、第 11 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。 2 町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>町長</u>は前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。 (公開)	管理に関し必要な措置を勧告することができる。 2 町指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>委員会</u>は所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 3 略 (現状変更等の制限) 第 12 条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 <u>委員会</u>は、前項の規定による許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 (修理の届出等) 第 13 条 町指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。ただし、第 10 条ただし書の規定による補助金の交付、第 11 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。 2 町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>委員会</u>は前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。 (公開)
---	--

第 14 条 <u>町長</u>は、町指定有形文化財の所有者に対し、6 月以内の期間を限って、<u>町長</u>の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 2 <u>町長</u>は、町指定有形文化財の所有者に対し、3 月以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。 3 略 4 <u>町長</u>は、第 1 項の規定により、町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。 5 <u>町長</u>は、第 2 項の規定による公開及び当該公開に係る町指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 6 略 (調査) 第 15 条 <u>町長</u>は、必要があると認めるときは、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。 (所有者変更に伴う権利義務の承継) 第 16 条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う<u>町長</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。 2 略 (指定) 第 17 条 <u>町長</u>は、無形文化財のうち町に	第 14 条 <u>委員会</u>は、町指定有形文化財の所有者に対し、6 月以内の期間を限って、<u>委員会</u>の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 2 <u>委員会</u>は、町指定有形文化財の所有者に対し、3 月以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。 3 略 4 <u>委員会</u>は、第 1 項の規定により、町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。 5 <u>委員会</u>は、第 2 項の規定による公開及び当該公開に係る町指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 6 略 (調査) 第 15 条 <u>委員会</u>は、必要があると認めるときは、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。 (所有者変更に伴う権利義務の承継) 第 16 条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う<u>委員会</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。 2 略 (指定) 第 17 条 <u>委員会</u>は、無形文化財のうち町に
--	--

とって重要な<u>ものを</u>東浦町指定無形文化財（以下「町指定無形文化財」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をしようとするには、<u>町長</u>は、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。 3 略 （解除） 第 18 条 町指定無形文化財が、町指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>町長は</u>、その指定を解除することができる。 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特殊の理由があるときは、<u>町長</u>は、その認定を解除することができる。 3 及び 4 略 5 前項の場合には、<u>町長</u>は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。 6 略 （保持者の氏名変更等） 第 19 条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を<u>町</u>	にとって重要な<u>ものを町長と協議のうえ</u>、東浦町指定無形文化財（以下「町指定無形文化財」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をしようとするには、<u>委員会</u>は、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。 3 略 （解除） 第 18 条 町指定無形文化財が、町指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>委員会</u><u>は、町長と協議のうえ</u>、その指定を解除することができる。 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特殊の理由があるときは、<u>委員会</u>は、その認定を解除することができる。 3 及び 4 略 5 前項の場合には、<u>委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。 6 略 （保持者の氏名変更等） 第 19 条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を<u>委</u>
---	---

長に届け出なければならない。保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者）について同様とする。

（保存）

第20条 町長は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 略

（公開）

第21条 町長は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を、町指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

（保存に関する助言又は勧告）

第22条 町長は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（指定）

第23条 町長は、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを、東浦町指定有形民俗文化財（以下「町指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを東浦町指定無形民俗文化財（以下「町指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

員会に届け出なければならない。保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者）について同様とする。

（保存）

第20条 委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 略

（公開）

第21条 委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を、町指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

（保存に関する助言又は勧告）

第22条 委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（指定）

第23条 委員会は、町長と協議のうえ有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを、東浦町指定有形民俗文化財（以下「町指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを東浦町指定無形民俗文化財（以下「町指定無形民俗文化財」という。）に指定することができ

2 及び 3 略 (解除) 第 24 条 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財が町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>町長は</u>、その指定を解除することができる。 2 から 5 まで 略 6 第 4 項の場合の町指定無形民俗文化財の指定の解除については、<u>町長は</u>、その旨を告示しなければならない。 (町指定有形民俗文化財の保護) 第 25 条 町指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>町長は</u>、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 (町指定無形民俗文化財の記録の公開) 第 28 条 <u>町長は</u>、町指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。 2 略 (町指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告) 第 29 条 <u>町長は</u>、町指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又	る。 2 及び 3 略 (解除) 第 24 条 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財が町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>委員会</u>は、<u>町長と協議のうえ</u>、その指定を解除することができる。 2 から 5 まで 略 6 第 4 項の場合の町指定無形民俗文化財の指定の解除については、<u>委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。 (町指定有形民俗文化財の保護) 第 25 条 町指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>委員会</u>は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 (町指定無形民俗文化財の記録の公開) 第 28 条 <u>委員会</u>は、町指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。 2 略 (町指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告) 第 29 条 <u>委員会</u>は、町指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言
--	---

は勧告をすることができる。 (指定) 第 30 条 <u>町長</u>は、記念物のうち町にとって重要な<u>ものを</u>、東浦町指定史跡、東浦町指定名勝又は東浦町指定天然記念物（以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。 2 略 (解除) 第 31 条 町指定史跡名勝天然記念物が町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>町長は</u>、その指定を解除することができる。 2 及び 3 略 (土地の所在等の異動の届出) 第 32 条 町指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 33 条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (設置) 第 34 条 <u>法第 190 条第 2 項の規定に基づき</u>、東浦町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務) 第 35 条 審議会は、<u>町長</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>町長</u>に建議する。 (審議会への諮問) 第 36 条 <u>町長</u>は、次に掲げる事項につ	又は勧告をすることができる。 (指定) 第 30 条 <u>委員会</u>は、記念物のうち町にとって重要な<u>ものを町長と協議のうえ</u>、東浦町指定史跡、東浦町指定名勝又は東浦町指定天然記念物（以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。 2 略 (解除) 第 31 条 町指定史跡名勝天然記念物が町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>委員会は、町長と協議のうえ</u>、その指定を解除することができる。 2 及び 3 略 (土地の所在等の異動の届出) 第 32 条 町指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 33 条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (設置) 第 34 条 <u>委員会</u>に東浦町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務) 第 35 条 審議会は、<u>委員会</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>委員会</u>に建議する。 (審議会への諮問) 第 36 条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項につ
--	---

ては、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 (1) 及び (2) 略 (組織) 第 37 条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、<u>町長</u>が委嘱する 10 名以内の委員で組織する。 2 及び 3 略 (委任) 第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	いては、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 (1) 及び (2) 略 (組織) 第 37 条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、<u>委員会</u>が委嘱する 10 名以内の委員で組織する。 2 及び 3 略 (委任) 第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	---

(東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例(昭和 53 年東浦町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第 3 条 グラウンド等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>町長</u>の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。 2 <u>町長</u>は、利用許可について管理上必要な条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第 4 条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド等の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (利用者の義務) 第 5 条 利用者は、グラウンド等の利用	<u>(管理)</u> 第 3 条 <u>グラウンド等は、東浦町教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。</u> (利用の許可) 第 4 条 グラウンド等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。 2 <u>委員会</u>は、利用許可について管理上必要な条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第 4 条の 2 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド等の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (利用者の義務) 第 5 条 利用者は、グラウンド等の利用

に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第3条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、グラウンド等の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(使用料)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 次条第2号又は第3号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) 略

3 略

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(3) 略

(特別の設備等の承認)

第9条 利用者が特別の設備をし、又は備え付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

に際しては、この条例及びこれに基づく委員会規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、グラウンド等の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(使用料)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 次条第2号又は第3号の規定により委員会が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) 略

3 略

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第4条の2各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(3) 略

(特別の設備等の承認)

第9条 利用者が特別の設備をし、又は備え付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

(過料) 第12条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反してグラウンド等を利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略	(過料) 第12条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反してグラウンド等を利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略
--	--

(東浦町公民館条例の一部改正)

- 6 東浦町公民館条例（昭和 55 年東浦町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第7条 公民館を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、公民館の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 (1) から (4) まで 略 (使用料) 第9条 略 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第11条第2号又は第3号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が町長の承認を受けて利用	(利用の許可) 第7条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 (1) から (4) まで 略 (使用料) 第9条 略 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第11条第2号又は第3号の規定により教育委員会が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が教育委員会の承認を受け

を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第 10 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく<u>規則</u>の規定並びに第 7 条第 2 項の規定により許可に付けられた条件及び館長又はセンター長の指示に従うとともに、公民館の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第 11 条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) から (3) まで 略 (<u>委任</u>) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、公民館の利用条件その他公民館の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	て利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第 10 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく<u>教育委員会規則</u>の規定並びに第 7 条第 2 項の規定により許可に付けられた条件及び館長又はセンター長の指示に従うとともに、公民館の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第 11 条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) から (3) まで 略 (<u>教育委員会規則への委任</u>) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、公民館の利用条件その他公民館の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	---

(東浦文化広場条例の一部改正)

7 東浦文化広場条例（昭和 58 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第 4 条 文化広場の各施設（はなのき広場を除く。）を利用しようとする者は、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>町長</u>は、文化広場の管理上必要があ	(<u>管理</u>) 第 4 条 <u>文化広場の管理は、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</u> (利用の許可) 第 5 条 文化広場の各施設（はなのき広場を除く。）を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、文化広場の管理上必

るときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化広場の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 第4条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第8条第2号又は第3号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第7条 利用者は、文化広場の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、文化広場の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) 第5条各号のいずれかに該当する	要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化広場の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 第5条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第8条第2号又は第3号の規定により教育委員会が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第7条 利用者は、文化広場の利用に際してはこの条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、文化広場の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) 第5条の2各号のいずれかに該当
---	---

ことが明らかとなったとき。 (3) 略 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、文化広場の利用条件その他文化広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。 (過料) 第10条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反して文化広場を利用した者 (2) 及び(3) 略 3 略	することが明らかとなったとき。 (3) 略 (教育委員会規則への委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、文化広場の利用条件その他文化広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (過料) 第10条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第5条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反して文化広場を利用した者 (2) 及び(3) 略 3 略
---	---

(東浦町岡田川テニス場条例の一部改正)

8 東浦町岡田川テニス場条例（昭和63年東浦町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第2条 テニス場を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、テニス場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニス場の利用を許可してはならない。	(管理) 第2条 テニス場の管理は、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。 (利用の許可) 第3条 テニス場を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、テニス場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第3条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニス場の利用を許可してはならない。

(1) から (3) まで 略 (使用料) 第4条 <u>第2条第1項</u>の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第6条第2号又は第3号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第5条 利用者は、テニスコートの利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>の規定並びに<u>第2条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、テニスコートの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第6条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第2条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第3条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、テニスコートの利用条件その他テニスコートの管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	(1) から (3) まで 略 (使用料) 第4条 <u>第3条第1項</u>の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第6条第2号又は第3号の規定により<u>教育委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>教育委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第5条 利用者は、テニスコートの利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>教育委員会規則</u>の規定並びに<u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、テニスコートの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第3条の2各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (教育委員会規則への委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、テニスコートの利用条件その他テニスコートの管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	--

(過料) 第8条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第2条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反してテニスコートを利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略	(過料) 第8条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反してテニスコートを利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略
---	---

(東浦町ふれあいセンター条例の一部改正)

9 東浦町ふれあいセンター条例（昭和63年東浦町条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第3条 ふれあいセンターを利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、ふれあいセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいセンターの利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第5条 第3条第1項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。	<u>(管理)</u> 第3条 ふれあいセンターの管理は、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。 (利用の許可) 第4条 ふれあいセンターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、ふれあいセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第4条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいセンターの利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第5条 第4条第1項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第7条第2号又は第3号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第6条 利用者は、ふれあいセンターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>の規定並びに<u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、ふれあいセンターの利用条件その他ふれあいセンターの管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (過料) 第9条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第3条第2項</u>の規定により許可に	2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第7条第2号又は第3号の規定により<u>教育委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>教育委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第6条 利用者は、ふれあいセンターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>教育委員会規則</u>の規定並びに<u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第4条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条の2各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (教育委員会規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、ふれあいセンターの利用条件その他ふれあいセンターの管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (過料) 第9条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第4条第2項</u>の規定により許可に
---	---

付けられた条件に違反してふれあいセンターを利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略 別表第 2 (第 5 条関係) 表 略 備考 1 <u>規則</u>で定める町外利用者の場合は、この表に定める金額の 2 倍とする。 2 略	付けられた条件に違反してふれあいセンターを利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略 別表第 2 (第 5 条関係) 表 略 備考 1 <u>教育委員会規則</u>で定める町外利用者の場合は、この表に定める金額の 2 倍とする。 2 略
--	---

(東浦町中央図書館条例の一部改正)

10 東浦町中央図書館条例 (平成 2 年東浦町条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(協議会の委員) 第 5 条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>町長</u>が任命する。 (1) から (4) まで 略 3 及び 4 略 (指定管理者による管理) 第 7 条 <u>町長</u>は、図書館の管理を地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。 2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し、<u>町長</u>が必要と認める業務 3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに<u>町長</u>の指示に従って、図書館の管理を行わなければ	(協議会の委員) 第 5 条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が任命する。 (1) から (4) まで 略 3 及び 4 略 (指定管理者による管理) 第 7 条 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理を地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。 2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに<u>教育委員会</u>の指示に従って、図書館の管理を行わな

ならない。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の利用条件その他図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	なければならない。 (教育委員会規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の利用条件その他図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
--	--

(東浦町郷土資料館条例の一部改正)

- 11 東浦町郷土資料館条例（平成11年東浦町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員) 第2条 略 (入館料) 第3条 略 (陶芸棟利用の許可) 第4条 資料館の陶芸棟を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、陶芸棟の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (陶芸棟利用の不許可) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、陶芸棟の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 第4条第1項の許可を受けて陶芸窯を利用する者からは、火入れ1回について4,700円に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た	(管理) 第2条 資料館の管理は、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。 (職員) 第3条 略 (入館料) 第4条 略 (陶芸棟利用の許可) 第5条 資料館の陶芸棟を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、陶芸棟の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (陶芸棟利用の不許可) 第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、陶芸棟の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 第5条第1項の許可を受けて陶芸窯を利用する者からは、火入れ1回について4,700円に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た

額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を使用料として当該許可の際徴収する。 2 既納使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1）次条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 （2）利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 （許可の取消し及び利用の中止命令） 第 7 条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第 4 条</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 （1）略 （2）この条例又は<u>町長</u>の指示に違反したとき。 （3）略 （4）<u>第 5 条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 2 前項の規定によって利用者が受ける損害に対して、<u>町長</u>はその責を負わない。 （委任） 第 9 条 この条例に定めるもののほか、資料館の利用条件その他資料館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を使用料として当該許可の際徴収する。 2 既納使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1）次条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により<u>教育委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 （2）利用者が<u>教育委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 （許可の取消し及び利用の中止命令） 第 7 条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第 5 条</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 （1）略 （2）この条例又は<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。 （3）略 （4）<u>第 5 条の 2 各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 2 前項の規定によって利用者が受ける損害に対して、<u>教育委員会</u>はその責を負わない。 （教育委員会規則への委任） 第 9 条 この条例に定めるもののほか、資料館の利用条件その他資料館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--

（罰則に関する経過措置）

- 12 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

教育委員会の職務権限のうち、図書館の設置等に関する事務等を町長が管理し、及び執行することとするため提案するものである。